

札幌市防火優良対象物表示公表要綱

(目的)

第1条 この要綱は、不特定多数の者を収容する防火対象物の防火安全対策の重要性に鑑み、防火対象物の関係者の防火に対する認識を高め、防火管理業務の適正化及び消防用設備等の設置、維持管理等を促進するとともに、重要な建築構造等への適合性を含めた防火・防災管理上の一定の基準に適合している防火対象物について、「表示」及び「公表」により、その情報を市民等へ提供することを目的とする。

(表示公表の内容)

第2条 前条に規定する表示及び公表（以下「表示公表」という。）の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 表示とは、防火・防災管理上の一定の基準に適合している防火対象物に対して表示マークを交付し、当該防火対象物において当該マークが掲出されることにより、当該基準への適合情報を市民等に提供するものとする。
- (2) 公表とは、表示マークの交付を受けている防火対象物の情報を札幌市公式ホームページにおいて掲載し、当該防火対象物を利用する市民等に情報提供するものとする。

(表示公表を行う防火対象物)

第3条 表示公表の対象となる防火対象物（以下「表示公表対象物」という。）は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第8条第1項に定める防火対象物のうち、消防法施行令（昭和36年政令第37号。以下「令」という。）別表第1(5)項イ及び同表(16)項イに掲げる防火対象物（同表(16)項イに掲げる防火対象物にあっては、同表(5)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）とする。

(表示公表に係る申請)

第4条 消防署長（以下「署長」という。）は、表示公表対象物の関係者から、表示公表を希望する旨の申請があったときは、次によるものとする。

- (1) 表示公表申請書（様式1。以下「申請書」という。）に、添付書類一覧

(別表1)に掲げる報告書等(以下「添付書類」という。)のうち、当該表示公表対象物において該当となるものを添付し、提出させる。

- (2) 表示公表対象物のうち、法第8条の2の2第1項の規定に基づく防火対象物の点検報告の義務の対象とならないものの関係者からの申請については、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「規則」という。)第4条の2の4に定める防火対象物点検資格者による点検を行い、その結果を申請書に添付させる。
- (3) 表示公表対象物のうち、建築基準法(昭和25年4月24日法律第201号。以下「建基法」という。)第12条に基づく定期調査報告の対象とならないものの関係者からの申請については、建築士等有資格者により建築構造、避難施設等の調査(建基法第12条に基づく定期調査報告に準じた調査)を行い、その結果を申請書に添付させる。

(表示公表に係る申請の取り下げ)

第4条の2 署長は、当該表示公表の申請をした関係者(以下「申請者」という。)から、表示公表に係る申請を取り下げる旨の申出があったときは、表示公表申請取下届出書(様式1の2)を第6条第1項に基づき、表示すること又は表示しないことを決定する前に提出させる。

(表示に係る審査)

第5条 署長は、第4条に定める申請に基づき、表示することが適当であると認められる一定の基準として、別表2に定める表示基準に適合しているか、第4条に定める添付書類、札幌市消防局査察規程(令和2年消防長訓令第10号)第2条第9号に規定する査察簿その他関係書類による書類審査を行うとともに、原則、立入検査により現地確認を行うものとする。

- 2 署長は、前項に規定する表示基準に係る審査のうち、建築構造等の状況の判定にあたっては、必要に応じ、特定行政庁と協議するものとする。
- 3 署長は、第1項に規定する表示基準に係る審査の結果について、表示・公表審査基準判定書(様式2)に記載するものとする。
- 4 署長は、表示基準に適合しない審査項目を確認した場合(書類審査を含む。)は、その時点で審査を中止することができる。

(表示公表の決定)

第6条 署長は、前条に規定する審査の結果に基づき、表示基準審査書（様式3。以下「審査書」という。）を作成し、表示すること又は表示しないことを決定するものとする。なお、審査書には次に掲げる書類を添付するものとする。

(1) 表示基準判定書

(2) 申請書（添付書類を含む。）

(3) 表示基準適合通知書（様式4。以下「適合通知書」という。ただし、表示することを決定する場合に限る。）

(4) 表示基準不適合通知書（様式5。以下「不適合通知書」という。ただし、表示しないことを決定する場合に限る。）

(5) 書類審査において、不適合とする場合は、表示基準に適合していないことが確認できる書類の写し

(6) その他必要な書類

2 署長は、前項の規定により、表示することを決定したときは、その旨を札幌市公式ホームページにおいて公表することを決定するものとする。

3 署長は、前2項の規定により、表示公表することを決定したとき又は表示公表しないことを決定したときは、その旨を適合通知書又は不適合通知書により、申請者に通知するものとする。

4 署長は、適合通知書を交付した表示公表対象物（以下「表示公表適合対象物」という。）について、表示公表適合対象物報告書（様式6）により、予防部長に報告するものとする。

（表示マークの交付）

第7条 署長は、前条第3項の規定により、適合通知書を交付するときは、別図に定める「表示マーク（銀）」を申請者に交付するものとする。

ただし、当該「表示マーク（銀）」を継続する場合は、適合通知書の交付のみ行うものとする。

2 署長は、前条第3項の規定により、適合通知書を通知する場合において、次に掲げる事項のいずれかに該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、別図に定める「表示マーク（金）」を申請者に交付するものとする。

ただし、当該「表示マーク（金）」を継続する場合は、適合通知書の交付のみ行うものとする。

(1) 「表示マーク（銀）」が3年間継続して交付されており、かつ表示基準に適合していると認められるとき。

(2) 「表示マーク（金）」が交付されており、当該表示マークの有効期間満了日までに更新の申請がされ、表示基準に適合していると認められるとき。

（申請者による受領書の提出）

第8条 署長は、前条の規定により、申請者に適合通知書及び表示マーク（金）若しくは表示マーク（銀）を交付する際又は申請者に適合通知書のみを交付する際は、当該申請者に表示基準適合通知・表示マーク受領書（様式7）を提出させるものとする。

（表示マークの掲出）

第9条 第7条の規定により、表示マークの交付を受けた申請者は、当該防火対象物に表示マークを掲出することができるほか、ホームページ等において電子データを表示マークを使用することができるものとする。

（表示マークの有効期間）

第10条 表示マークの有効期間は、次によるものとする。

(1) 表示マーク（銀）

交付日から1年間とする。

(2) 表示マーク（金）

交付日から3年間とする。

（ホームページにおける公表）

第11条 予防部長は、第6条第4項に定める報告に基づき、表示公表適合対象物について、表示マークの交付日から当該表示マークの有効期間満了日までの間、名称、住所、表示マークの交付日、表示マークの有効期間満了日及び表示マークの種類を札幌市公式ホームページにおいて公表するものとする。

2 予防部長は、第15条に定める報告を受けたときは、直ちに公表の終了若しくは中止又は公表内容の変更を行うものとする。

（表示公表の終了）

第12条 署長は、表示公表適合対象物について、関係者が更新に係る申請を行わず、表示マークの有効期間が満了したときは、当該関係者に表示マークの掲出（電子データの使用を含む。以下同じ。）を終了させるとともに、当該表示マークを返還させるものとする。

2 署長は、前項の規定により表示公表適合対象物について、表示マークの掲出の終了及び当該表示マークの返還を決定したときは、札幌市公式ホームページにおける公表の終了を決定するものとする。

3 署長は、前2項の規定により表示公表適合対象物について、表示マークの掲出の終了及び当該表示マークの返還並びに札幌市公式ホームページにおける公表の終了を決定したときは、表示公表終了決定通知書（様式8）により、直ちに当該表示公表適合対象物の関係者に通知するものとする。

（表示公表の中止）

第13条 署長は、表示公表適合対象物について、次のいずれかに該当することとなったときは、有効期間中であっても、当該表示公表適合対象物の関係者に表示マークの掲出を中止させるとともに、当該表示マークを返還させるものとする。

(1) 表示公表適合対象物において表示基準に適合しないことが明らかになったとき。

(2) 表示公表適合対象物において火災が発生したとき（出火原因又は出火時の対応について、当該表示公表適合対象物の関係者の責に帰すべき事由がないと認められるものを除く。）。

(3) ホームページ等への表示マークの使用に際して配布された表示マークの電子データを無断で転用したとき。

(4) 偽りその他不正な手段により、表示の決定を受けたことが判明したとき。

(5) 用途変更、増改築等により表示公表対象物に該当しなくなったとき。

(6) 表示公表適合対象物の関係者から、表示の終了を希望する旨の申請があったとき。

(7) 管理について権原を有する者に変更があったとき。

(8) その他表示公表することが不相当と認められるとき。

2 署長は、前項の規定により表示公表適合対象物について、表示マークの掲出の中止及び当該表示マークの返還を決定したときは、札幌市公式ホームページにおける公表の中止を決定するものとする。

3 署長は、前2項の規定により、表示公表適合対象物について、表示マークの掲出の中止及び当該表示マークの返還並びに札幌市公式ホームページにおける公表の中止を決定したときは、表示公表中止決定通知書（様式9）にその理由を附し、直ちに当該表示公表適合対象物の関係者に通知するものとする。

（表示公表の内容変更）

第14条 署長は、表示公表適合対象物について、前条第1項第5号、同項第6号若しくは同項第7号に規定する事項に該当することとなったとき又は表示公表対象物の名称に変更が生じたときは、当該表示公表適合対象物の関係者に、直ちに表示公表内容変更届出書（様式10）により、届け出るよう指導するものとする。

（表示公表の終了等の報告）

第15条 署長は、前3条の規定により、表示公表の終了若しくは中止をしたとき又はその内容に変更が生じたときは、表示公表内容変更報告書（様式11）により、直ちに予防部長に報告するものとする。

（表示マークの再交付及び再公表）

第16条 署長は、第12条第1項及び第2項又は第13条第1項及び第2項の規定により、表示公表の終了又は中止となった表示公表適合対象物について、その関係者から再び表示公表の申請があった場合において、第5条の規定に基づく審査を行った結果、表示基準に適合していると認められるときは、当該関係者に第6条第3項の規定に基づく適合通知書による通知を行うとともに、返還前の表示マークの種別に関係なく表示マーク（銀）を交付するものとする。

（表示公表対象物以外の防火対象物の取扱い）

第17条 署長は、令別表第一(5)項イ及び同表(16)項イに掲げる防火対象物（同表(16)項イに掲げる防火対象物にあっては、同表(5)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。）で、収容人員が30名

未満のもの関係者から表示公表対象外施設申請書（様式12）により、当該防火対象物が表示公表の対象外であることの通知の交付申請があった場合は、第5条の規定に基づく審査を行い、当該審査の結果、表示基準に適合しているとき又は適合していないときは、その旨を表示公表対象外施設通知書（様式13）又は表示公表対象外施設不適合通知書（様式14）により当該防火対象物の関係者に通知するものとする。

（その他）

第18条 この要綱に定めるもののほか、表示公表の実施に関し必要な事項は、予防部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

（札幌市防火優良対象物公表要綱の廃止）

札幌市防火優良対象物公表要綱（平成18年9月22日）は、廃止する。

附 則（令和2年3月31日）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。